

徳島大学におけるオープンアクセスに関する方針

平成28年1月19日

学長裁定

(趣旨)

- 1 徳島大学は、学術情報の公表による学術研究のさらなる発展とイノベーションの創出、研究成果に関する透明性の確保と質の保証等を目的として、オープンアクセスに関する方針を次のように定める。

(定義)

- 2 本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) オープンアクセス 教職員が運営費交付金等の公的資金を活用することにより得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証すること。
 - (2) 研究成果 出版社、学会及び学内各部局が発行する学術雑誌等に掲載された本学教職員の学術論文等

(研究成果公開の方法)

- 3 徳島大学は、教職員の研究成果を、徳島大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。

(リポジトリへの登録・公開等)

- 4 研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等に関する事項は、「徳島大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(適用除外)

- 5 次に掲げる研究成果は、本方針を適用しない。
 - (1) 著作権及び知的財産権の実施等の理由により公開が不適切であると判断されるもの
 - (2) 本方針制定前に発表されたもの